

『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』

『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』
についてのご案内

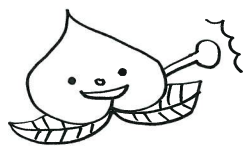


平成27年4月から、「障害福祉サービス等」をご利用になるすべての方に

『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』が必要になります。

新規・更新時には、必ず『サービス等利用計画』・『障害児支援利用計画』

をつくることになります。



「障害福祉サービス等」を利用するには



障害福祉サービス等を初めて利用したり、利用を継続する為には、

『サービス等利用計画』（『障害児支援利用計画』を含む。）が

必要になります。『サービス等利用計画』は、障害福祉サービスを申請する度に作成する必要があります。

『サービス等利用計画』とは？



ご本人の生活に対する意向や悩みごとをお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。また、その後サービスが適切に提供されているか定期的に確認し、計画を見直していきます。（モニタリングといいます。）

『サービス等利用計画』は誰が作るの？



相談支援事業所の「相談支援専門員」が作ります。希望する事業所を一覧から選び、契約を結びます。（相談支援事業所を利用する。）

相談支援事業所に頼まず、自分で作成することもできます。（セルフプラン）



費用はかかるの？



計画作成やモニタリングは無料です。

相談支援専門員にサービス等利用計画を作成してもらおうメリット



困ったことや、やりたいこと、
目標について一緒に考えてもらえる。

色々なサービスを提案して
もらえる。

定期的にモニタリングを受けることで、
自分のことを振り返ることができる。





まずは、管轄の福祉事務所または保健センターの窓口にご相談下さい。

以下、選択する事ができます

「相談支援事業所」を利用する
申請書類にご記入頂き、相談したい
「相談支援事業所」を一覧表から選ぶ。
選んだ「相談支援事業所」に電話をかけ、
相談の日程を決める。

自分で作る【セルフプラン】(P4)

例えば・・・

- ・自分の計画なんだから自分で立てたい!という方
- ・今までのサービス内容に変更のない方
- ・サービスを1種類のみ利用している方

「相談支援事業所」と契約



相談支援専門員が面接し、「サービス等利用計画案」を作成。

福祉事務所
保健センター



管轄の福祉事務所・保健センターに「サービス等利用計画案」・「セルフプラン」と計画相談支援給付申請書（セルフプランの場合は不要）を提出。

「サービス等利用計画案」・「セルフプラン」に基づき、岡山市が支給決定。
「受給者証」を利用者に送付。

「サービス等利用計画案」に基づき、事業者や行政が集まり、利用に向けての調整会議を行う。



相談支援専門員が「サービス等利用計画」を作成。

サービス提供事業所と契約、「障害福祉サービス等」の利用開始。



